

国立大学法人旭川医科大学コンプライアンス規則の一部を改正する規則を次のように定める。

旭川医科大学長 西川 祐 司

国立大学法人旭川医科大学コンプライアンス規則の一部を改正する規則

国立大学法人旭川医科大学コンプライアンス規則（平成29年旭医大達第3号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 各部署 各講座（分野が置かれている講座においては分野）・ 学科目，国立大学法人旭川医科大学組織及び運営規則（平成16年旭医大達第148号）第26条から第28条に規定する部署，病院に置かれる部署（領域が置かれている診療科においては領域），事務局各課及び監査室</p> <p>(略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規則は、令和4年5月25日から施行し、改正後の第2条第4号の規定は、令和4年4月1日から適用する。</u></p> <p>【改正理由】</p> <p>令和4年4月1日付け事務局等組織の改組に伴い、所要の改正を行う</p>	<p>(略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 各部署 各講座（分野が置かれている講座においては分野）・ 学科目，国立大学法人旭川医科大学組織及び運営規則（平成16年旭医大達第148号）第26条から第28条に規定する部署，病院に置かれる部署（領域が置かれている診療科においては領域），事務局各課，<u>学長政策推進室</u>及び監査室</p> <p>(略)</p>

ものである。